

使用開始日
2025年6月6日



Global Opportunity Partners

当ファンドは、特化型運用を行います。

グローバル・オポチュニティ・ パートナーズ・ファンド

追加型投信／内外／株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ*
追加型	内外	株式	株式 一般	年2回	グローバル (日本を含む)	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「グローバル・オポチュニティ・パートナーズ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年8月30日に関東財務局長に提出しており、2024年9月15日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2025年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆1,884億円
(2025年3月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 主として世界の金融商品取引所(わが国および新興国を含みます。)に上場する株式(上場予定を含みます。)^(※1)に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

(※1) DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等(以下「DR等」といいます。)を含みます。

- 株式(DR等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

2 投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業(「ハイクオリティ成長企業」といいます。)の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を組入候補とし、原則として10～25銘柄程度に厳選して投資を行います。

- ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。
- 株式の価格変動リスクを低減するため、株価指数先物取引、オプション取引(以下「先物取引等」といいます。)を行うことがあります。

- 当ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度^(※)が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
 - 当ファンドは支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- (※) 寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。



ファンドの目的・特色

3

株式および先物取引等の運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク^(※2)に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部（株式および先物取引等の投資判断の一部）を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド^(※3)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー^(※4)に再委託します。

(※2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのニューヨーク拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

(※3) モルガン・スタンレーの香港法人であり、証券業務、投資銀行業務、ウェルス・マネジメント業務、資産運用業務等を営んでいます。

(※4) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのシンガポール拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

■モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのご紹介

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立されました。
- 世界20カ国以上にある拠点を通じて、株式、債券等の伝統的資産運用のほか、ファンド・オブ・ファンズや非上場市場への直接投資等、様々な運用戦略および運用サービスを世界の投資家に提供しています(2024年12月末時点)。
- 2024年12月末時点の運用資産総額は、約1兆6,656億米ドル(約263.5兆円*)にのぼります。

*1米ドル=158.18円(2024年12月末)で換算。

出所:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのデータをもとに委託会社作成

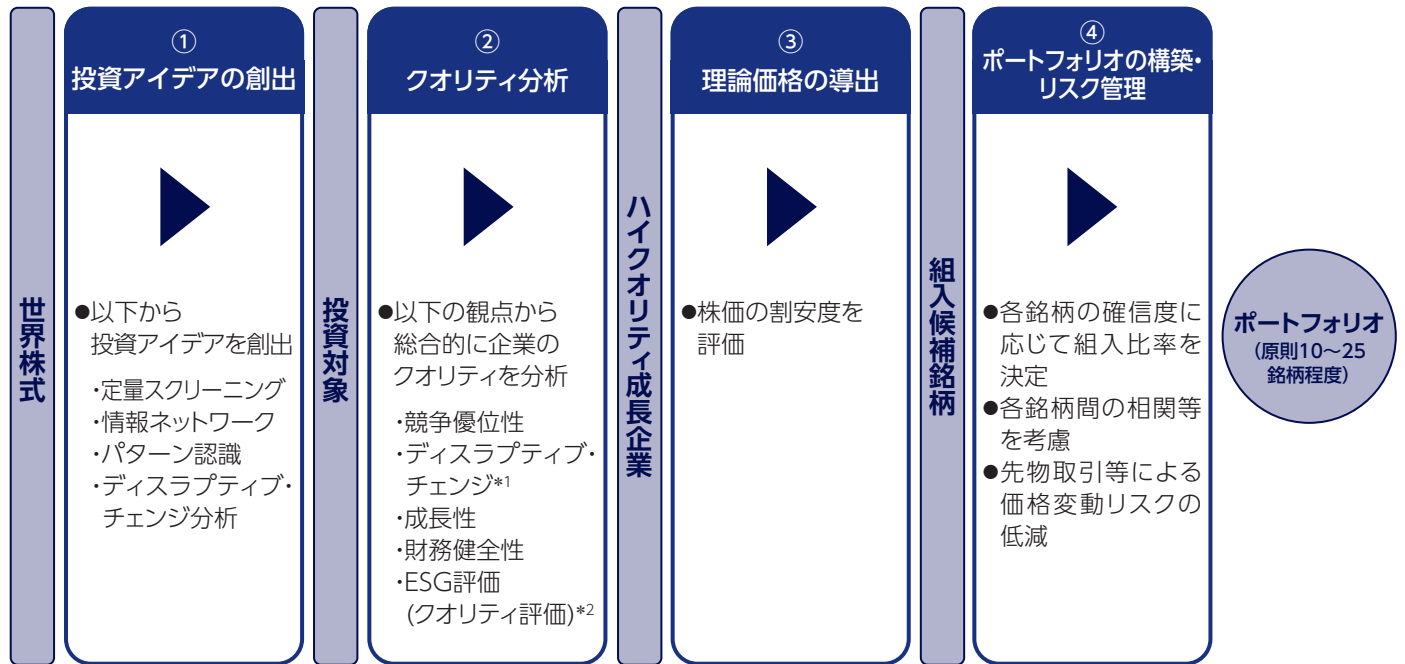


ファンドの目的・特色

運用プロセス

当ファンドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのグローバル・オポチュニティ・パートナーズ戦略を用いて運用を行います。

持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される企業のうち、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を組入候補とし、原則として10～25銘柄程度に厳選して投資を行います。



定量スクリーニング

・成長率や利益率など企業の財務指標に基づき銘柄を調査します。

情報ネットワーク

・企業経営者、業界の専門家との面談など、運用委託先の運用チームのネットワークを活用し、銘柄を調査します。

パターン認識

・成功企業のビジネスモデルを地域や国、業界等が異なる企業に当てはめ、新規の投資アイデアの発掘につなげます。

ディスラプティブ・チェンジ分析

・新しい価値が既存の価値にどのようなインパクトを与え、長期的かつ巨大な変化になるのかを大局的に見極めます。

*1 革新的変化の中で、持続的に成長可能なビジネスモデルを持っていること

*2 環境や社会のネガティブな影響が限定的であることや企業統治が強固であることの評価

※運用プロセスは、2025年3月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

出所:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの情報をもとに委託会社作成



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

- 株式(DR等を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 1発行体等当たりの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とします。

■ 分配方針

年2回の決算時(毎年3月および9月の各6日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



ファンドの目的・特色

成功報酬の仕組み

当ファンドの信託報酬は、「一定率でかかる基本報酬」と、「運用実績によって変動する成功報酬」を組み合わせた仕組みを採用しています。

成功報酬は当ファンドの運用実績に応じて発生します。原則として、運用実績がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬計算の基準となる水準）を上回った場合に成功報酬は発生しますが、ハイ・ウォーター・マークを下回った場合には成功報酬は発生せず、信託報酬は基本報酬のみとなります。

成功報酬は、運用実績に応じて毎営業日計算され、基準価額に反映されます。なお、成功報酬は、計算日の翌営業日に、その日の運用実績に応じて計算し直されます。（ハイ・ウォーター・マークを下回った場合には成功報酬はゼロとなります。）そのため、ファンドから支払われる成功報酬額は、運用実績が向上した場合は増額されますが、悪化した場合には減額される（ファンドに戻し入れる）こととなります。

成功報酬の計算方法

当ファンドの運用実績を表す仮基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、上回った額の一部が成功報酬となります。なお、成功報酬の計算に際しては、投資家が投資開始前の仮基準価額上昇分にかかる成功報酬を実質的に負担しないようにするために調整（成功報酬調整金の適用）を行います。

※その他、ご留意いただきたい事項につきましては、後述の「留意事項」をご覧ください。

【成功報酬額の計算式】

$$\text{成功報酬額(税抜)}^{※1} = \left(\text{仮基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク} \right) \times \text{成功報酬率}^{※2} - \text{成功報酬調整金}^{※3}$$

※1 1万口当たりの金額。上記計算式の結果がゼロまたはマイナスになる場合には、成功報酬は発生しません。

※2 当ファンドでは12%（税抜）とします。

※3 成功報酬の計算にあたって、税抜の1万口当たりの金額に換算します。詳細は後述の「成功報酬調整金の詳細」をご覧ください。

（注）成功報酬には消費税および地方消費税に相当する金額がかかります。

用語集

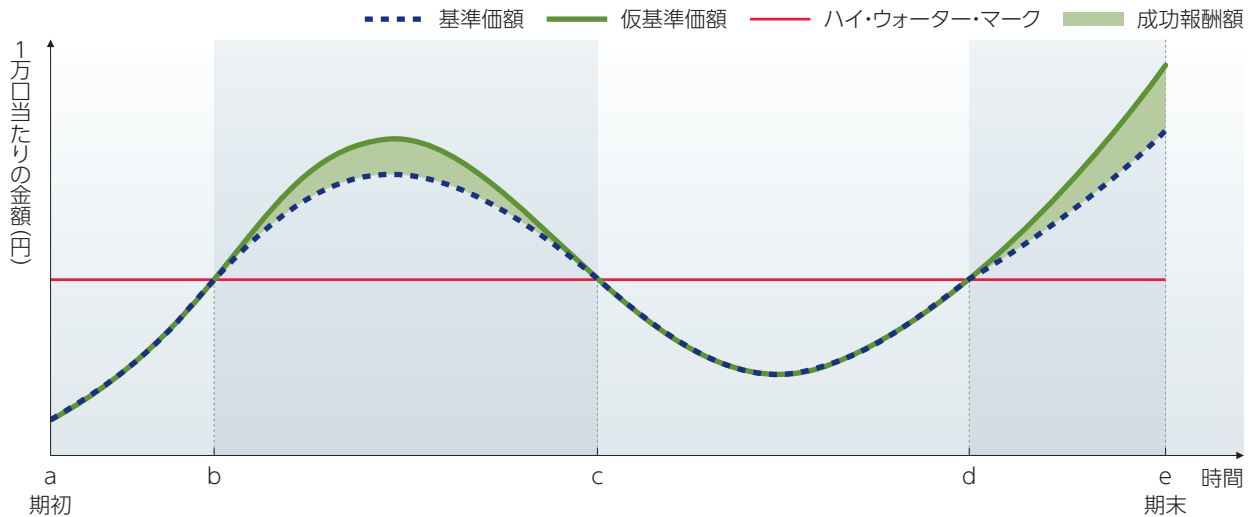
基本報酬	一定率でかかる信託報酬
成功報酬	運用実績によって変動する信託報酬
ハイ・ウォーター・マーク	原則として、各計算期末の基準価額のうち過去最高の値（ただし分配金の影響を考慮する） なお、設定当初は10,000円とする
計算日	基準価額の算出を行う日
仮基準価額	計算日の基本報酬控除後かつ成功報酬控除前の基準価額に1万口当たり成功報酬調整金を加えた価額
成功報酬調整金	投資家が投資開始前の仮基準価額上昇分にかかる成功報酬を実質的に負担しないように成功報酬を調整するための計算上の金額
1万口当たり調整前成功報酬額	成功報酬額と成功報酬調整金の合計額を1万口当たりに換算した額



ファンドの目的・特色

成功報酬が発生するイメージ

成功報酬は、当日の運用実績に応じて毎営業日計算し直され、基準価額に反映されます。



※上記は計算期間中に追加設定と一部解約がなかった場合のイメージです。

仮基準価額	グラフにおける期間	成功報酬
仮基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合	b~cおよびd~e	成功報酬が発生します
仮基準価額がハイ・ウォーター・マーク以下の場合	a~bおよびc~d	成功報酬は発生しません

ハイ・ウォーター・マークの決定方法

設定当初のハイ・ウォーター・マークは10,000円とし、計算期末の成功報酬の支払いの有無をもとに翌計算期間のハイ・ウォーター・マークを決定します。なお、計算期間中にハイ・ウォーター・マークの変更は行いません。

①当計算期末に成功報酬の支払いが発生する場合

翌計算期間のハイ・ウォーター・マークは、当計算期末の基準価額(収益分配金控除後)とします。

②当計算期末に成功報酬の支払いが発生しない場合

翌計算期間のハイ・ウォーター・マークは、当計算期間のハイ・ウォーター・マークを継続します。ただし、成功報酬の支払いが発生せず収益分配が行われた場合には、当計算期間のハイ・ウォーター・マークから1万口当たりの収益分配金相当額を控除した価額とします。

成功報酬の支払い

成功報酬は毎営業日計算し直され、ファンドの毎計算期末(または信託終了日)に金額が確定し、ファンドから支払われます。なお、一度支払いが行われた成功報酬は、翌計算期間以降に当ファンドの基準価額が下落しても払い戻しされません。

ただし、一部解約が行われた場合には、その一部解約口数に相当する成功報酬額は確定し、換金申込受付日から起算して6営業日目にファンドから支払われます。



ファンドの目的・特色

成功報酬調整金の詳細

成功報酬調整金は、投資家が投資開始前の仮基準価額上昇分にかかる成功報酬を実質的に負担しないように成功報酬を調整するための計算上の金額です。追加設定が行われた場合、仮基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った額に成功報酬率を乗じて得た額から、成功報酬調整金を減額した額を成功報酬として基準価額に反映します。

成功報酬調整金は、当初設定日はゼロとし、毎営業日、計算日の追加設定口数や前計算日の成功報酬、成功報酬調整金に応じて計算されます。また、一部解約があった場合には、その一部解約口数に応じた成功報酬調整金が減額されます。なお、成功報酬調整金は、計算期末に成功報酬の支払いが発生した場合、計算期末の翌営業日にゼロになります。

(ご参考) 成功報酬調整金の計算

成功報酬調整金は次の①と②の合計額とします。

①前計算日の1万口当たり調整前成功報酬額×計算日の追加設定口数÷10,000

②前計算日の1万口当たり成功報酬調整金×(前計算日の受益権総口数－計算日の解約口数)÷10,000



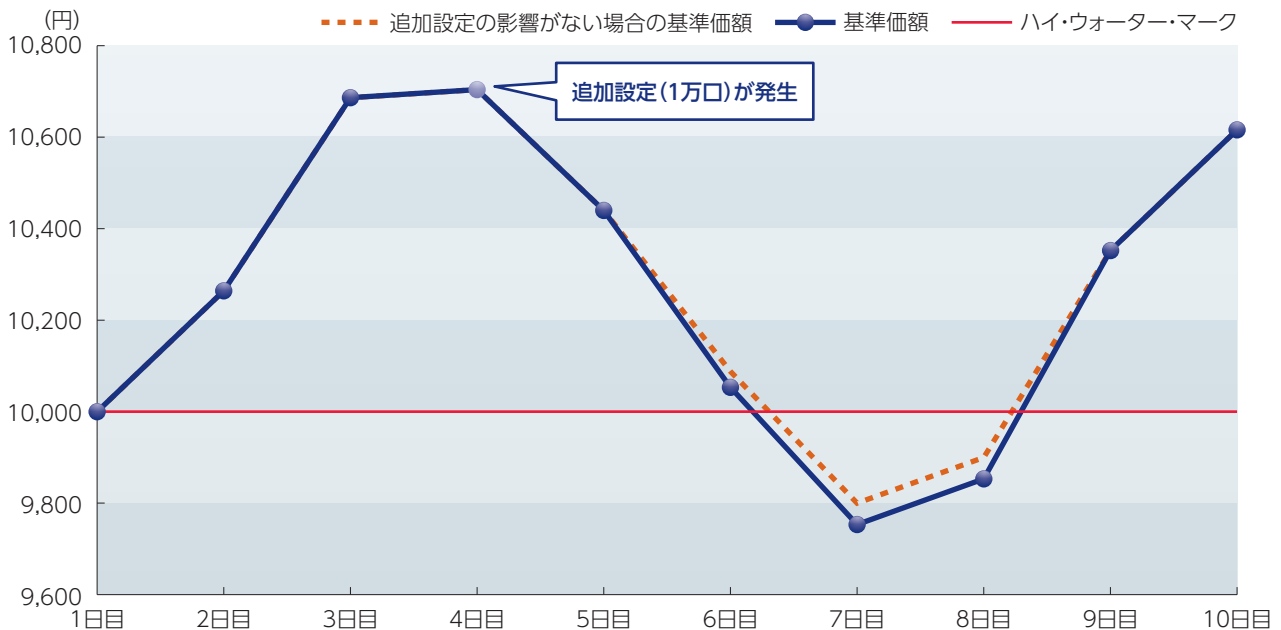
ファンドの目的・特色

留意事項

成功報酬に関する留意事項①

- ・運用実績と成功報酬の発生状況により、基準価額に追加設定による影響が生じることがあります。
- ・当ファンドに追加設定がされたとき、ファンドから控除される成功報酬の総額は増加しません(過去の運用実績に対する追加設定分の成功報酬はいただきません)。
しかし、毎営業日成功報酬が計算し直され、成功報酬を減額する(ファンドに戻し入れる)際には、その時点の受益者が平等にその戻し入れの効果を享受することになります。
- ・したがって、成功報酬が発生している状況で追加設定が行われた後に運用実績が悪化する場合には、ファンドの口数が増えるため1万口当たりで見た成功報酬の戻し入れ額が減ることがあり、基準価額の下落を軽減する効果が小さくなります。
(以下グラフの6日目～8日目)

——追加設定が基準価額に影響をおよぼす例——
(当初1万口で運用開始し、4日目に1万口追加設定があった場合)



・6～8日目:追加設定が生じた場合の基準価額は、追加設定が生じなかった場合に比べて低くなります。

※ 上記は当初1万口で運用開始し、4日目に1万口追加設定があった場合の例であり、追加設定の口数によっては追加設定が基準価額に影響をおよぼす期間は異なります。

上記は、当ファンドの成功報酬の仕組みをイメージで表したものであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

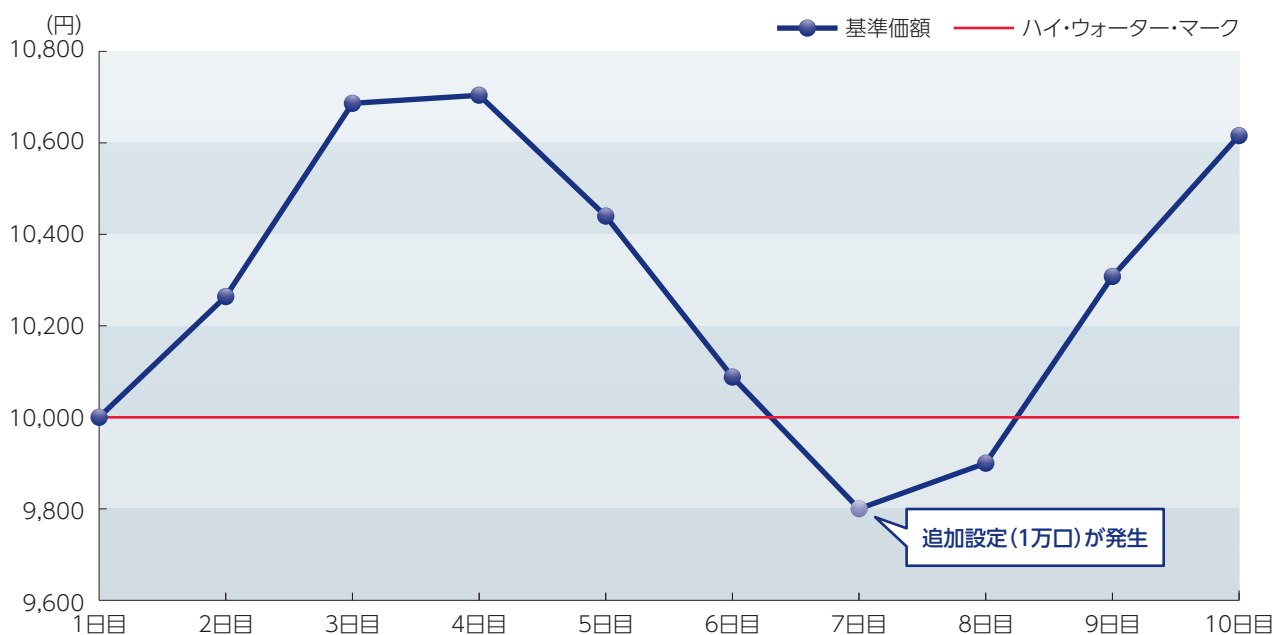


ファンドの目的・特色

成功報酬に関する留意事項②

・成功報酬が発生していない水準で投資を行った投資家は、投資後に基準価額が上昇し利益が生じる場合でも、当ファンドに成功報酬が発生する水準に基準価額が達するまで、成功報酬を負担することにはなりません。

—— 成功報酬が発生していない水準で投資が行われた例 ——
(当初1万口で運用開始し、7日目に1万口追加設定があった場合)



・7日目に投資を行った新規投資家は、10日目時点では、1～6日目の間に投資を行った既存投資家よりも高いリターンを享受しますが、7日目と8日目に成功報酬が発生しないことおよび9日目と10日目における成功報酬の負担額については既存投資家と差異はありません。

・7日目～8日目のように成功報酬が発生していない期間における追加設定は、基準価額に影響を生じさせるものではありません。

上記は、当ファンドの成功報酬の仕組みをイメージで表したものであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは個別銘柄の選択による投資を行うため、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも基準価額が下落する場合があります。

集中投資 リスク

一銘柄当たりの組入比率が高い場合、基準価額の変動を大きくする要因となります。

当ファンドは原則として10～25銘柄程度に厳選して投資を行うため、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があります。より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。



投資リスク

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドは新興国の株式にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

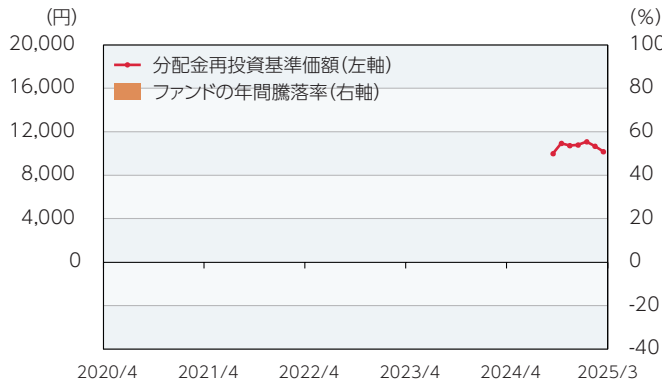
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



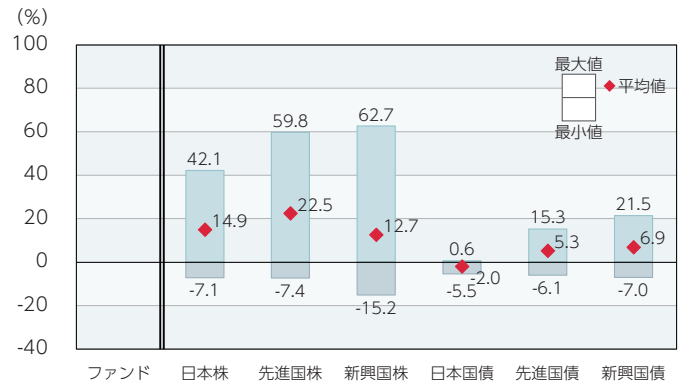
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド: 2025年3月末現在、設定後1年を経過していないため、データはありません。

代表的な資産クラス: 2020年4月～2025年3月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドは2025年3月末現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

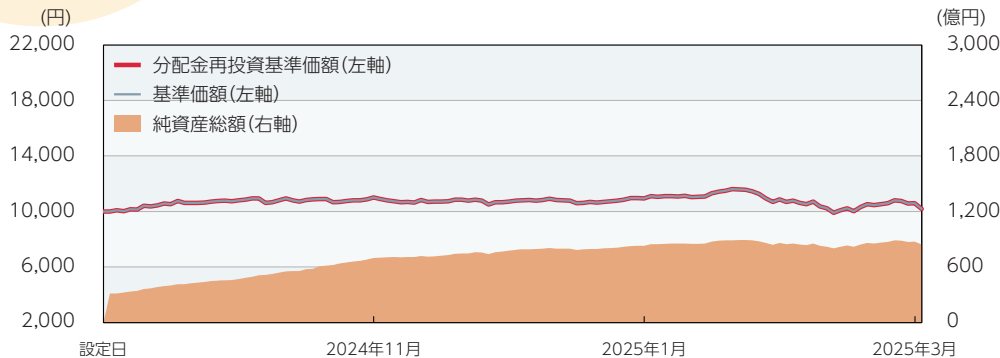
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2025年3月31日

基準価額・純資産の推移 《2024年9月30日～2025年3月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年9月30日)

分配の推移(税引前)

2025年 3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	95.12
内 アメリカ	57.52
内 インド	9.85
内 ケイマン諸島	8.08
内 デンマーク	5.95
内 フランス	5.60
内 その他	8.12
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4.88
合計(純資産総額)	100.00

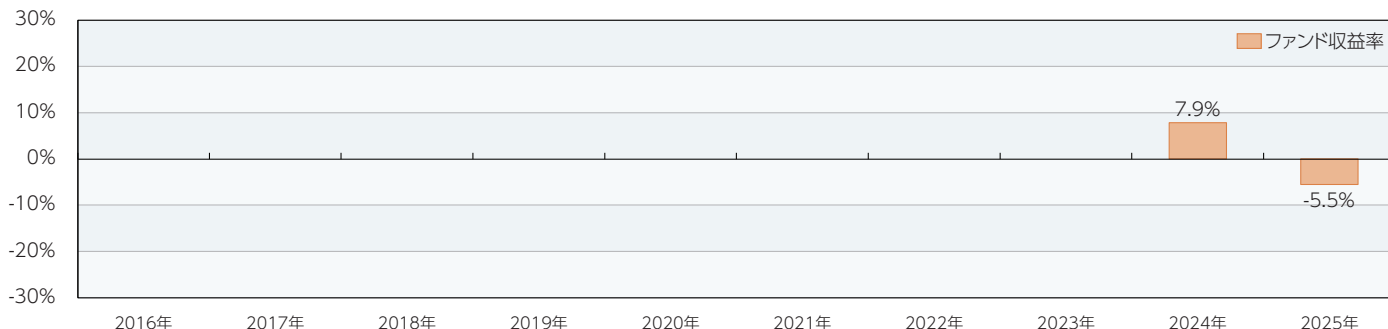
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	10.26
2	ICICI BANK LTD ADR	株式	インド	銀行	9.85
3	MERCADOLIBRE INC	株式	アメリカ	大規模小売り	7.90
4	DOORDASH INC	株式	アメリカ	ホテル・レストラン・レジャー	7.74
5	TKO GROUP HOLDINGS INC	株式	アメリカ	娯楽	6.05
6	DSV A/S	株式	デンマーク	航空貨物・物流サービス	5.95
7	COUPANG INC	株式	アメリカ	大規模小売り	5.86
8	SCHNEIDER ELECTRIC SE	株式	フランス	電気設備	5.60
9	UBER TECHNOLOGIES INC	株式	アメリカ	陸上運輸	5.09
10	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS	株式	ケイマン諸島	銀行	4.78

株式組入上位5業種

国内/外国	順位	業種	比率(%)
外国	1	ホテル・レストラン・レジャー	15.36
	2	銀行	14.63
	3	大規模小売り	13.75
	4	インタラクティブ・メディアおよびサービス	10.26
	5	娯楽	9.11
国内	1	卸売業	4.42

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間:2024年9月17日から2024年9月27日まで 継続申込期間:2024年9月30日から2025年12月8日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	継続申込期間において、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	2034年9月6日まで(2024年9月30日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年3月および9月の各6日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)は、以下の①と②の合計額とします。	
	①基本報酬額 ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.133% (税抜1.03%) 基本報酬額＝運用期間中の基準価額×基本報酬率 ※基本報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	支払先	内訳(税抜) 主な役務
	委託会社	年率0.35% 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.65% 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03% 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	②成功報酬額 仮基準価額*1がハイ・ウォーター・マーク*2を上回る場合、 上回った額の13.2% (税抜12.0%) 以内の額 成功報酬は、毎営業日計上(ファンドの基準価額に反映)されます。 成功報酬は毎営業日計算し直され、毎計算期末(または信託終了日)に支払金額が確定し、ファンドから支払われます。 なお、一部解約が行われた場合には、その一部解約口数に相当する成功報酬額を確定し、換金申込受付日から起算して6営業日目にファンドから支払われます。	
	*1 仮基準価額:成功報酬控除前かつ基本報酬控除後の基準価額 なお、追加設定があった場合には、その影響を考慮した調整が行われることがあります。	
	*2 ハイ・ウォーター・マーク:原則として、各計算期末の基準価額のうち過去最高の値(ただし分配金の影響を考慮する) 設定当初のハイ・ウォーター・マークは10,000円とし、以下の通りに翌計算期間のハイ・ウォーター・マークを決定します。なお、計算期間中はハイ・ウォーター・マークの変更は行いません。	
	条件	翌計算期間のハイ・ウォーター・マーク
	当計算期末において成功報酬の支払いが発生する場合	当計算期末の基準価額(収益分配金控除後)
	当計算期末において成功報酬の支払いが発生しない場合	当計算期間のハイ・ウォーター・マークと同一 ただし、当計算期末に収益分配が行われた場合には、当計算期間のハイ・ウォーター・マークから1万口当たり収益分配金を控除した価額
(注)詳細は「成功報酬の仕組み」および「留意事項」をご参照ください。		
※信託報酬のうち成功報酬は、当ファンドの株式および先物取引等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対する報酬として支払われます。当該報酬には、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに対する報酬が含まれます。		



手続・手数料等

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①		その他費用の比率②
		成功報酬	
2.24%	2.23%	1.10%	0.01%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年9月30日～2025年3月6日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※成功報酬が発生した場合には、成功報酬額が運用管理費用(①)に含まれます。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

A series of horizontal lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

